

かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)目標値(案)

参考資料3

No	重点目標	施策の基本方向	局名	所管所属名	項目	出典	第5次プラン目標値(目標年度)	男女別の数値		新規/継続の別	備考	第4次プラン策定時(年度)	2017年度実績値	2018年度実績値	2019年度実績値	2020年度実績値	2021年度実績値	(参考)国の第5次男女共同参画基本計画における関連指標			
								把握及び公表	対応案									指標名	目標値	目標年度	
1	1	1	総務局	人事課	管理職に占める女性の割合(知事部局等)	次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画	25% (2025年度末実績 (2026.4.1時点数値))	/	/	継続	○第4次プラン策定時は「県職員(教員・警察官を除く)の幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合」であったが、「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」の改定に伴い見直し	14.7% (2017)	14.7%	14.7%	15.9%	16.8%	17.3%	都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合	役職ごと	2025年度末	
2	1	1	福子局	共生推進本部室	県の審議会等における女性委員の割合	所管所属調査(内閣府施策推進状況調査)	40.0%を超えること (2023)	/	/	継続		34.3% (2016)	35.1%	34.4%	35.4%	36.9%	38.8%	都道府県の審議会等委員	40%以上、60%以下	2025年	
3	1	2	福子局	共生推進本部室	民間事業所の女性管理職(課長相当職以上)の割合	条例に基づく事業所からの届出結果	13.0% (2027)	/	/	継続		7.4% (2016)	7.4%	7.8%	8.1%	8.2%	8.7%	民間企業の雇用の各役職段階に占める女性の割合	課長18% 部長12%	2025年	
4	1	3	総務局	人事課	男性職員の育児休業等取得率(知事部局等)	次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画	30% (2025年度)	可	女性の育児休業取得率も参考として記載	参考数値から移動	○取得日数は男女ともに参考として記載(育児休業取得率とは集計母体が異なる) ○第4次プランでは「6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間[社会生活基本調査]」を目標値としていたが、5年に一度の調査であるため見直し	-	-	-	-	-	39.5%	地方公務員の男性の育児休業取得率	30%	2025年	
5	1	3	福子局	共生推進本部室	民間事業所の男性の育児休業取得率	条例に基づく事業所からの届出結果	2021年度より増加すること (2023)	可	女性の育児休業取得率も参考として記載	変更	○取得日数は男女ともに参考として記載 ○第4次プランでは「6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間[社会生活基本調査]」を目標値としていたが、5年に一度の調査であるため見直し	-	-	-	-	-	-	民間企業における男性の育児休業取得率	30%	2025年	
6	2	1	①福子局 ②産労局	①共生推進本部室 ②雇用労政課	25~44歳の女性の就業率(労働力調査)	神奈川県労働力調査	82.0% (2027)	可	男性の就業率も参考として記載	継続	○正規と非正規の就業率は男女ともに参考として記載	68.3% (2016)	71.2%	74.5%	75.9%	74.9%	76.0%	25から44歳までの女性の就業率	82%	2025年	
7	2	2	産労局	雇用労政課	常用雇用者30人以上の事業所における1人平均月間の所定外労働時間	神奈川県毎月労働統計調査	10.0 (2027年度)	可	男女別の数値を参考として記載	参考数値から移動	○第4次プランでは「週労働時間60時間以上の雇用者の割合[就業構造基本調査]」を目標値としていたが、5年に一度の調査であるため見直し	-	-	-	-	-	-				
8	3	1	福子局	共生推進本部室	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①平手で打つ ②何を言っても長時間無視し続ける ③大声でどなる ④生活費を渡さない ⑤交友関係や電話を細かく監視する ⑥いやがっているのに性的な行為を強要する	県民ニーズ調査(課題) (5年に一度)	①~⑥2017年度より増加すること (2027年度)	可	男女別の数値を参考として記載	継続	○記載項目及び順序をかながわDV防止・被害者支援プランの記載と統一するため変更	①23.4% ②64.1% ③82.2% ④87.7% ⑤61.3% (2017)	①23.4% ②64.1% ③82.2% ④87.7% ⑤61.3%	(次回実績値は2022年度)	-	-	-	-	【参考指標】夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	/	/
9	3	2	福子局	子ども家庭課	養育費相談件数		80件 (各年度)	可	男女別の数値を参考として記載	変更	○第4次プランでは「母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業率」を目標値としていたが、近年、ひとり親家庭における就業支援ニーズの変化等を踏まえて変更	-	-	-	-	-	-	弁護士によるひとり親の養育費相談の実施	全都道府県、政令市・中核市	2024年度	
10	3	3	健医局	がん・疾病対策課	子宮頸がん検診(①)、乳がん検診(②)受診率	かながわ健康プラン21(第2次)	50% (2022年度)	/	/	継続	○国の目標値が公表され次第 ○3年に一度の把握となるが、代替できる指標なし	①44.6% ②45.7% (2016)	-	-	-	①47.4% ②47.8% (2019)	-	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	子宮頸がん50%	2022年度までに	
11	3	3	健医局	健康増進課	20歳代女性のやせの割合の減少(県民健康・栄養調査)	県民健康・栄養調査	20% (2022年度)	/	/	継続	○2023年度の「かながわ健康プラン」の改定にあわせて検討 ○3年に一度の把握となるが、代替できる指標なし	28.9% (2013~2015)	-	-	14.7% (2017~2019)	-	-	【参考指標】20歳代女性のやせの割合	/	/	
12	3	3	健医局	がん・疾病対策課	自殺者の減少(人口動態統計)	かながわ自殺対策計画	自殺死亡率12.4以下 (2021年度)	可	男女別の数値も参考として記載	継続	○2022年度の「かながわ自殺対策計画」の改定にあわせて検討	自殺死亡率人口10万対の自殺者数14.6(2016) 参考:自殺者数男性917人女性392人	自殺死亡率人口10万対の自殺者数15.1 参考:自殺者数男性930人女性424人	自殺死亡率人口10万対の自殺者数14.4 参考:自殺者数男性865人女性428人	自殺死亡率人口10万対の自殺者数13.4 参考:自殺者数男性828人女性382人	自殺死亡率人口10万対の自殺者数15.6 参考:自殺者数男性917人女性485人	自殺死亡率人口10万対の自殺者数15.2 参考:自殺者数男性903人女性466人	自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	2015年に比し30%以上減少	2022年度までに	
13	3	4	くらし安全防災局	消防保安課	女性消防団員の割合	所管所属調査	10.0% (2027)	/	/	参考数値から移動	○防災分野を施策の基本方向に格上げしたことに伴い、参考数値から変更	7.7% (2017)	7.7%	8.4%	8.9%	9.1%	9.2%	消防団員に占める女性の割合	10%を目標としつつ、当面5%	2026年度	
14	4	1	福子局	共生推進本部室	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合	県民ニーズ調査(基本)	2021年度より増加すること (2027)	可	男女別の数値を参考として記載	継続		78.4% (2016)	78.2%	81.4%	82.7%	84.9%	86.1%	【参考指標】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する者の割合	/	/	
15	4	2	福子局	共生推進本部室	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」18~29歳の人の割合	県民ニーズ調査(基本)	2021年度より増加すること (2027)	可	男女別の数値を参考として記載	継続	○代替指標を検討したが適当なものがないため、母数が少ないことに留意し、引き続き位置づけ	81.3% (2016)	79.6%	93.8%	88.1%	94.7%	85.9%	【参考指標】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する者の割合	/	/	
16	4	3	福子局	次世代育成課	保育所等利用待機児童数	所管所属調査(保育所等利用待機児童数調査)	0人 (2027年度)	/	/	継続		756人 (2017)	756人	867人	750人	496人	306人	保育所等利用待機児童数	「新子育て安心プラン」を踏まえ設定	「新子育て安心プラン」を踏まえ設定	
17	4	3	福子局	高齢福祉課	特別養護老人ホーム整備床数(累計)	所管所属調査	42,147床 (2023年度)	/	/	継続		35,411床 (2016)	36,549床	37,187床	38,039床	38,672床	39,296床	かながわ高齢者保健福祉計画	/	/	
18	5		福子局	共生推進本部室	女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率(対象:県内19市・14町村)	所管所属調査	100% (2027年度)	/	/	継続	○計画期間内に各市町村と推進計画への位置づけを調整	市42.1% 町村7.1% (2016)	市42.1% 町村7.1%	市68.4% 町村35.7%	市73.7% 町村42.9%	市84.2% 町村50.0%	市94.7% 町村78.6%	【参考指標】女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	/	/	